

政令第二百五十九号

東チモール国際平和協力隊の設置等に関する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五号第八項、第十六条第二項及び第十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国際平和協力隊の設置）

第一条 国際平和協力本部に、東チモールにおける国際的な選挙監視活動のため、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）第三条第三号に掲げる業務に係る国際平和協力業務及び法第四条第二項第三号に掲げる事務を行う組織として、平成十三年九月二十日までの間、東チモール国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）を置く。

2 国際平和協力本部長は、協力隊の隊員のうち一人を隊長として指名し、国際平和協力本部長の定めるところにより隊務を掌理させる。

（国際平和協力手当）

第二条 東チモールにおける国際的な選挙監視活動のために実施される国際平和協力業務に従事する協力隊の隊員に、この条の定めるところに従い、法第十六条第一項に規定する国際平和協力手当（以下「手当」という。）を支給する。

2 手当は、国際平和協力業務に従事した日一日につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

3 前項に定めるもののほか、手当の支給に関しては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づく特殊勤務手当の支給の例による。

（定員）

第三条 協力隊の隊員の法第十九条に規定する定員は、六人とする。

附則

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 東チモール国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成十一年政令第二百十二号）は、廃止する。

別表（第二条関係）

一	東チモール内の地域（二の項に規定する地域を除く）において業務を行う場合	一万六千円
二	デイル島の区域において業務を行う場合	一万二千円

内閣総理大臣 小泉純一郎
外務大臣 田中眞紀子

府令

○内閣府令第六十九号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第四十九条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成十三年八月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

第四号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第四十六号中「及び農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法律第三十二号）」を「農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法律第三十二号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）」に改める。

附則

この府令は、平成十三年八月五日から施行する。

府令・省令

○内閣府令第六号

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）及び沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令（平成十三年政令第二百五十一号）の施行に伴い、沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成十三年八月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎
財務大臣 塩川正太郎

沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令

沖繩振興開発金融公庫法施行規則（昭和四十七年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項中「該当するもの」の下に「及び令第一条の二第一項第十号に掲げるもの」を加え、「同号八(1)」を「法第十九条第一項第三号八(1)」に改める。
第十条第二項及び第三項中「一般賃貸人」の下に「（令第一条の二第一項第十号に掲げる者を除く）」を加える。

附則

この命令は、平成十三年八月五日から施行する。

告

○防衛庁告示第百三十七号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、立川飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成十三年八月三日
防衛庁長官 中谷 元

一 昭和五十二年防衛庁告示第二百四十四号の一部を平成十三年八月七日から次のとおり変更する。
第四項第三号中「約三万七千平方メートル」を「約五万二千二百平方メートル」に改める。
二 昭和五十三年防衛庁告示第百六十三号の一部を平成十三年八月七日から次のとおり変更する。
別図第一及び別図第二を次のとおり改める。

省令

○厚生労働省令第八十三号

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十五条の二第一項の規定に基づき、介護支援専門員に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年八月三日

厚生労働大臣 坂口 力

介護支援専門員に関する省令の一部を改正する省令

介護支援専門員に関する省令（平成十年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。
第一条中「である」を「であつて、欠格事由に該当しない」に改め、同条に次の一項を加える。
2 前項の欠格事由とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、介護支援専門員として適当でないことと認められることという。
一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）若しくは同法に基づき命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者
二 罰金以上の刑に処せられた者
三 前号に該当する者を除くほか、前項各号に規定する業務又は介護支援専門員の業務に関し犯罪又は不正の行為のあった者
四 令第三十五条の二第三項の規定により介護支援専門員名簿から削除され、その削除の日から五年を経過しない者

附則

この省令は、平成十三年九月一日から施行する。

示